

奈福障第2252号  
令和6年3月6日

指定障害福祉サービス等事業所  
管理者様

奈良市福祉部障がい福祉課長  
( 公 印 省 略 )

### 個別支援計画の作成等に係る業務の再確認について(注意喚起)

平素は、本市の障害福祉行政にご協力をいただき、感謝申し上げます。

標記の件につきまして、個別支援計画の作成及び見直し(以下、作成等)に係る業務については、基準省令において手続きの内容が具体的に規定されておりますが、本市法務ガバナンス課による実地指導等の結果、当該計画の作成等に係る業務が適切に行われていない事例が散見されました。つきましては、各事業所におかれましては、下記事項を必ずご確認いただき、再点検等ご対応いただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1. 基準省令の内容について

##### (1) 障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)第58条(各サービス準用)

##### (2) 障害者支援施設

障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)第23条

##### (3) 障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)第27条(各サービス準用)

##### (4) 障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第16号)第21条

#### 2. 実地指導等において散見された事例について

- ・アセスメント及び原案作成に係る会議の記録が存在せず、適切に作成された計画であると客観的に説明できなかった。
- ・個別支援計画の原案について、担当者に意見を求めていなかった。

- ・個別支援計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明していなかった。
- ・個別支援計画の原案の内容について、文書により利用者の同意を得ていなかった。
- ・モニタリングを定期的に行っておらず、個別支援計画の見直しについても定期的に行っていなかった。

### 3. 計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の措置について

そもそも個別支援計画を作成していない、見直しを行わないことは、重大な運営基準違反であるとともに、サービス報酬の請求の根拠が失われることとなります。また、計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合についても、国報酬告示に基づき、個別支援計画未作成減算の対象となります。各事業所におかれましては、個別支援計画の作成等に係る事務について再点検を行うとともに、不適切な運営が発覚した場合は、当課に報告のうえ、報酬の返還についてご相談くださいますよう、お願いいたします。

#### 【本件に係る連絡先】

奈良市 福祉部 障がい福祉課

指定係（指定、加算関係）

自立支援給付係（請求関係）

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

（全般）jigyoushoshitei-shougai@city.nara.lg.jp

（質問）jigyouqa@city.nara.lg.jp